

議案第43号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

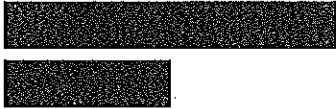
平成23年8月7日、「かさい 夏っ彩 夢フェスタ」で発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月21日提出

加西市長 西村 和平

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 事故の概要

平成23年8月7日午後8時30分頃、兵庫県立フラワーセンター（加西市豊倉町飯森1282-1）で開催された「かさい 夏っ彩 夢フェスタ2011」（実行委員長：加西市長）のメインプログラムの花火終了後、上記1の相手方が会場出口に向かう途中、散水栓の上に置いてあった石につまづいて転倒し、左足首を骨折した。

3 和解の内容

加西市は、上記2の事故で負傷した相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、本件損害賠償のほか、加西市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

4 損害賠償の額

1,870,007円

(審議資料)

平成23年8月7日、「かさい 夏っ彩 夢フェスタ」で発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの

◎ 地方自治法抜粋

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～11（省略）

12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

14～15（省略）

事案の概要

1 和解及び損害賠償の相手方



2 事故の概要

相手方が、平成23年8月7日、県立フラワーセンターで開催された「かさい 夏っ彩 夢フェスタ」の帰途、午後8時30分頃に、園内南出口付近で、芝生内散水栓の蓋の上に置かれていた石につまづいて転倒し、左足首を骨折して、手術、入院、通院の治療を要した。

3 和解の要旨

市は、事故で負傷した相手方に対して、治療費、見舞金、後遺障害等の損害額1,870,007円を賠償し、本件損害賠償のほか、両者の間には、一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

4 損害賠償額及び財源内訳

損害賠償額1,870,007円のうち699,000円は、かさいフェスタ実行委員会（委員長：加西市長）加入の㈱損害保険ジャパンの普通傷害保険で支払い、残額の1,171,007円は、市加入の全国市長会市民総合賠償保険で対応し、市からは支出しない予定